

再商品化費用の商品価格への転嫁に関する留意事項について

平成8年11月28日

大蔵省  
厚生省  
農林水産省  
通商産業省

- (1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装リサイクル法」という。）は、一般廃棄物の相当部分を占める容器包装廃棄物について、消費者、市町村、特定事業者（容器包装リサイクル法第2条に規定する、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者をいう。以下同じ。）の役割分担により、新たなリサイクルシステムの構築を図り、我が国において循環型の経済社会の実現を目指すものです。同法の適用開始により、ごみの減量化を通じて生活環境の保全が図られ、また、資源の有効利用を通じて経済の健全な発展が図られることから、そのメリットは、国民の全てに及ぶものです。よって、容器包装の再商品化に要する費用（以下「再商品化費用」という。）は、最終的には、市場メカニズムを通じて国民全体で応分の負担を行うことが必要です。
- (2) このような趣旨については、容器包装リサイクル法第三十四条においても「国は、再商品化に要する費用を商品の価格に適切に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努める」旨が規定されているところです。
- (3) 別紙の留意事項は、公正取引委員会が独占禁止法上原則として問題とならない行為を示したものであり、これを紹介することで、容器包装リサイクル法の運用の透明性を確保し、再商品化費用の商品価格への円滑かつ適正な転嫁に役立てられると思われます。

原則として独占禁止法違反とならない特定事業者や特定事業者等により構成される事業者団体の行為の具体例

以下にあげる特定事業者や特定事業者等により構成される事業者団体の行為は原則として独占禁止法に違反しません。ただし、以下にあげる行為であっても、それらの行為等を通じて、価格の維持、引上げ又は転嫁の方法についての暗黙の了解又は共通の意思が形成されれば独占禁止法違反となることは言うまでもありません。

(1) 容器包装リサイクル法を遵守する旨の宣言

特定事業者又は特定事業者等により構成される事業者団体が、容器包装リサイクル法を守るという趣旨にとどまる限りにおいて、「容器包装リサイクル法による再商品化費用の円滑かつ適正な転嫁を行う」旨宣言することを決定することや、「容器包装リサイクル法による再商品化費用の転嫁を受け入れよう」、あるいは「容器包装リサイクル法による再商品化義務の適用開始に際して独占禁止法や下請法で禁止されている不当な買いたたきを行わないようにしよう」旨宣言することを決定すること。

(2) 再商品化費用の転嫁について理解を求める旨の掲示

特定事業者が、再商品化を行うためには費用が必要であり、そのための費用がいくらかかるかを取引先事業者の店頭で告知するための文書を作成し、配布すること。

(3) 再商品化費用に関する表示形式についての自主的な基準の設定等

ア 特定事業者等により構成される事業者団体が、具体的な額に関する事項を含まず、構成事業者等にその遵守を強制しない旨明示したものである限りにおいて、再商品化費用の表示形式について自主的な基準を設定すること。

イ 特定事業者等により構成される事業者団体が、構成事業者に対し、その求めに応じて再商品化費用の表示のひな形、見積書、請求書等のひな形を配布すること。

(4) 容器包装リサイクル法の適用開始時の特定事業者や特定事業者等により構成される事業者団体の情報活動等

ア 特定事業者や特定事業者等により構成される事業者団体が、関係事業者や消費者に対し、容器包装リサイクル法の趣旨、背景、内容、同法の適用開始に当たっての一般的な業界の実状等について説明や掲示を行うなどして、理解を求めること。

イ 特定事業者等により構成される事業者団体が、容器包装リサイクル法の適用開始に伴う関係事業者や消費者からの苦情に対応するためのマニュアルを作

成すること。

ウ 上記ア及びイの活動に必要な限りにおいて、特定事業者や特定事業者等により構成される事業者団体が再商品化の実施に関する情報交換を行うこと。

エ 特定事業者等により構成される事業者団体が、構成事業者に対し、容器包装リサイクル法の適用開始が業界に及ぼす客観的な影響についての広報を行うこと。

(5) 再商品化費用の円滑かつ適切な転嫁のための特定事業者や特定事業者等により構成される事業者団体の情報活動等

ア 特定事業者等により構成される事業者団体が、構成事業者に対し、容器包装リサイクル法に関する客観的な資料や情報を提供したり、制度の仕組みを説明したり、関係官庁の方針や見解を周知することにより、これを踏まえて、各構成事業者が個々に適正かつ円滑に再商品化を行えるよう一般的に指導すること。

イ 特定事業者等により構成される事業者団体が、構成事業者に対し、再商品化の意義、背景、内容等に関する講習会を開催すること。

ウ 特定事業者等により構成される事業者団体が、構成事業者に対し、個別具体的なケースにおける再商品化義務の履行方法について情報提供、指導を行うこと。

エ 特定事業者や特定事業者等により構成される事業者団体が、再商品化の意義、背景、内容等について、関係事業者や消費者の理解を得るために、新聞広告、ポスター、店頭告知文書の作成、配布等を行うこと。ただし、それらの広告等は客観的事実を記載するものに限るものとし、ポスター等の配布は構成事業者の求めに応じて行うものに限るものとする。

オ 特定事業者等により構成される事業者団体が、再商品化の実施状況を把握するため、構成事業者による再商品化の実施状況や再商品化費用の価格への影響に関する過去の客観的な事実について概括的に調査すること。（注）

（注）費用・価格に関する事項については、過去の概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、費用・価格の高低の分布や動向を正確に示すもので、個々の構成事業者についての費用・価格を明示することなく、概括的に取引先事業者も含めて提供するものであることが必要です。